

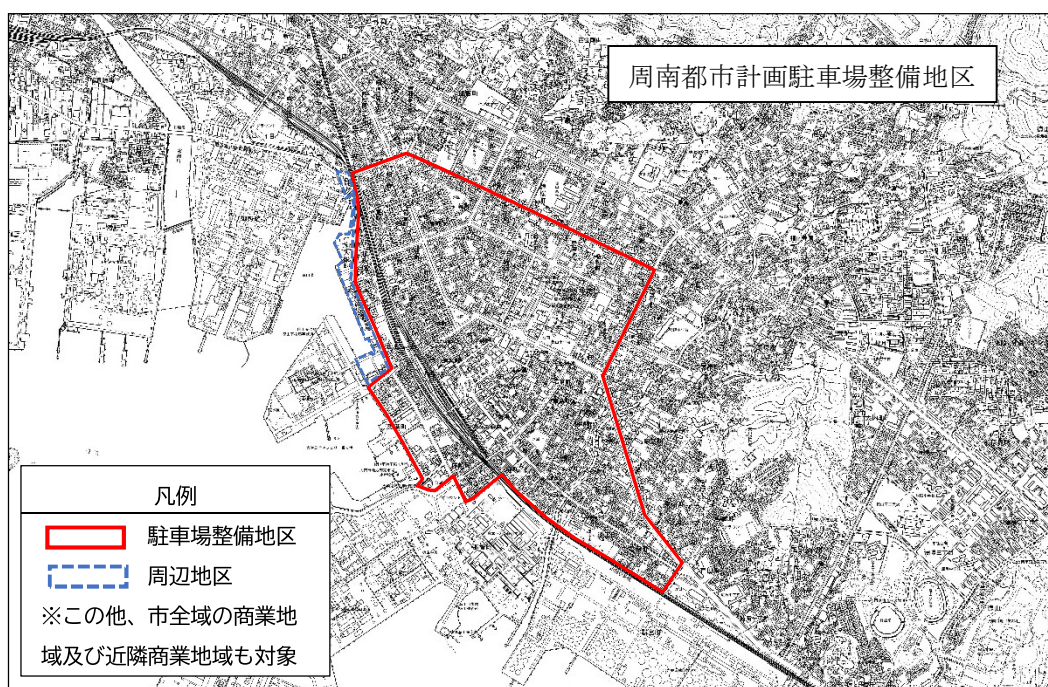
4 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域内及びその周辺部において、自動車交通が著しくふくそうする地区で、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる地区について定めています。

徳山地域では、将来の駐車場整備のマスタープランとなる駐車場整備計画を平成5年に策定し、この計画を基に公共と民間が一体となり総合的な駐車場整備を推進しています。

周南都市計画

種 類	駐車場整備地区	備 考
決定年月日		
昭和46年3月31日 市告示第23号	約99.2ha	旧名称 徳山駐車場整備地区
平成6年12月1日 市告示第125号	約197.0ha	



また、周南市では、『周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例』（平成15年周南市条例第25号）を制定し、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区（入船町の一部）で一定規模以上の建築物の新增築については駐車場の設置を義務付けており、適正な駐車場整備の推進を図っています。対象地域は下表のとおりです。（施行日：平成16年4月1日）

徳山地区	面積 (ha)	新南陽地区	面積 (ha)	熊毛地区	面積 (ha)
駐車場整備地区	197	—		—	
商業地域（駐車場整備地区を除く）	163(14)	商業地域	27	商業地域	2
近隣商業地域（駐車場整備地区を除く）	166(150)	近隣商業地域	41	近隣商業地域	16
小 計	361	小 計	68	小 計	18
合 計 447ha					

小数1位切り捨て